

SMBC CARD（三井住友VISA）規定等一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

平成26年7月14日より「SMBC CARD（三井住友VISA）規定」等を一部改定しますので、お知らせいたします。

改定の内容

下記の規定の条項について、キャッシュカード機能にかかる規定の一部見直し等を実施いたします。改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。

規定名		改定する条項
SMBC CARD（三井住友VISA）規定		1【SMBC CARD（三井住友VISA）】
		3【別にカードを発行する場合等】
		5【SMBC CARDの取扱い】
		6【SMBC CARDの有効期限等】
		7【SMBC CARDの喪失等】
		8【届出事項の変更】
		11【SMBC CARDの解約】
		12【クレジットカード機能の一時停止等】
		13【再発行手数料等】
		14【情報の管理および同意】
		16【規定の準用】
		17【本規定の変更等】
SMBC CARD Suica（三井住友VISA）規定		2【SMBC CARD Suicaの発行】
		4【別にカードを発行する場合等】
		7【SMBC CARD Suicaの取扱い】
		8【SMBC CARD Suicaの喪失等】
		9【届出事項の変更】
		10【SMBC CARD Suicaの再発行】
		11【SMBC CARD Suicaの有効期限等】
		13【SMBC CARD Suicaの利用停止等】
		16【情報の管理および同意】
		18【規定の準用】
		19【本規定の変更等】
	Suicaに関する特約	第1条（目的）
		第2条（適用範囲）
		第3条（用語の定義）
		第5条（制限事項）
		第6条（チャージ）
		第8条（払い戻し）
		第9条（再発行時の取扱い）
		第10条（SMBC CARD Suicaが無効となる場合等）
		第11条（更新カード発行時の取扱い）
		第13条（免責事項）
	オートチャージに関する特約	第2条（オートチャージサービス）
		第3条（利用方法等）
		第6条（紛失・盗難等）
		第7条（免責事項）
	リンクに関する特約	第2条（リンクサービス）
		第3条（設定方法）
		第4条（紛失・盗難等）

各規定等の詳しい改定内容は、新旧対照表をご覧ください。

（平成26年6月13日現在）

新旧対照表

<SMBC CARD(三井住友VISA)規定>改定内容一覧

旧	新
1【SMBC CARD(三井住友VISA)】 (3) クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」といいます。)は、当該SMBC CARDの普通預金口座とするものとします。 (4) SMBC CARDのキャッシュカード機能は以下の3種類とし、申し込みの際に選択できるものとします。①磁気ストライプ形態のキャッシュカード(以下「SMBC CARD(磁気)」)といひます。)②磁気ストライプに加えてICチップでのお取引も可能な形態のキャッシュカード(以下「SMBC CARD(IC)」)といひます。)③お取引の際に生体認証が必要となる生体認証ICキャッシュカード(以下「SMBC CARD(生体認証IC)」)といひます。) (5) キャッシュカード機能の種類を変更する場合は、当行所定の手続きにより、行うものとします。 — (新設)	1【SMBC CARD(三井住友VISA)】 (3) <u>SMBC CARDの</u>クレジットカード機能の利用代金等を決済する<u>普通預金口座を</u>「決済口座」といひます。 (4) <u>利用者がSMBC CARDのキャッシュカード機能を利用して預金を払い戻す場合には、届出の暗証番号を入力するものとします。</u> (5) <u>利用者が、前記(4)の場合において、暗証番号の入力に加え、生体認証を用いることを希望する場合には、当行所定の手続きにより行うものとします。なお、キャッシュカード機能を利用する取引の際に生体認証が必要となる取引を「生体認証取引」といひ、生体認証取引には、本規定に加え、「生体認証取引にかかる特約」が適用されるものとします。</u> (6) <u>本規定において、利用者が当行および当社より発行を受けたSMBC CARDのうち、生体認証取引を行う機能のみを備えたSMBC CARDを「SMBC CARD(生体認証IC)」といひます。</u>
3【別にカードを発行する場合等】 (1) SMBC CARDの普通預金口座について、キャッシュカード用と、キャッシュローンまたはカードローン用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている場合において、新たにSMBC CARDを発行する場合は、SMBC CARDとは別に当行はキャッシュローンまたはカードローン専用のカードを発行し貸与するものとします。 (2) SMBC CARDの普通預金口座について、普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている場合において、新たにSMBC CARDを発行する場合は、SMBC CARDとは別に当行は貯蓄預金専用のカードを発行し貸与するものとします。 (3) SMBC CARDの普通預金口座について、普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードとSMBC CARDは同時に発行できないものとします。 (4) SMBC CARDでは、当行の国際キャッシュカードサービスは利用できないものとします。	3【別にカードを発行する場合等】 (1) キャッシュカード用と、キャッシュローンまたはカードローン用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている<u>普通預金口座について、当該普通預金口座を決済口座とするSMBC CARDを発行する場合は、当行は利用者に対し、SMBC CARDとは別にキャッシュローンまたはカードローン専用のカードを発行し貸与するものとします。</u> (2) 普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている<u>普通預金口座について、当該普通預金口座を決済口座とするSMBC CARDを発行する場合は、当行は利用者に対し、SMBC CARDとは別に、貯蓄預金専用のカードを発行し貸与するものとします。</u> (3) <u>利用者がSMBC CARDの発行を既に受けている場合には、当該SMBC CARDの決済口座となっている普通預金口座について、普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードは同時に発行されないものとします。</u> (4) (5【SMBC CARDの取扱い】(3)へ変更)
5【SMBC CARDの取扱い】 (2) 利用者が、SMBC CARD(IC)のICチップによるキャッシュカード機能を使用する場合、当行所定の自動機を利用するものとします。尚、SMBC CARD(IC)の磁気ストライプによるキャッシュカード機能を使用する場合、前記以外の自動機で利用できるものとします。但し、企業内CD機では、いずれのキャッシュカード機能とも使用できないものとします。 (3) 利用者が、SMBC CARD(生体認証IC)のキャッシュカード機能を使用する場合、当行所定の自動機を利用するものとします。但し、企業内CD機および当行本支店設置の自動両替機では利用できないものとします。 (4) 利用者が、SMBC CARDのデビットカードとしての機能(「ジェイデビットカード取引規定」により定められた機能をいひます。)およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店においてSMBC CARDを利用する場合には、SMBC CARDを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。但し、SMBC CARD(生体認証IC)ではデビットカードとしての機能はご利用できないものとします。 — (3【別にカードを発行する場合等】(4)より変更) (5) 前記(1)、(2)、(3)および(4)において、利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、利用者が負担するものとし、また利用者は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。	5【SMBC CARDの取扱い】 — (削除) — (削除) (2) 利用者が、SMBC CARDのデビットカードとしての機能(「ジェイデビットカード取引規定」により定められた機能をいひます。)およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店においてSMBC CARDを利用する場合には、SMBC CARDを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。但し、SMBC CARD(生体認証IC)ではデビットカードとしての機能はご利用できないものとします。 (3) <u>利用者は、SMBC CARDを用いて、当行の国際キャッシュカードサービスを利用できないものとします。</u> (4) 前記(1)および(2)において、利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、利用者が負担するものとし、また利用者は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
6【SMBC CARDの有効期限等】 (2) SMBC CARD(磁気)およびSMBC CARD(IC)については、前記(1)の有効期限までに、有効期限を更新した新たなカードを発行し、当行に届出の住所に送付します。その際、利用者は、有効期限経過後のカードを利用者ご本人の責任において廃棄するものとします。 — (6【SMBC CARDの有効期限等】(2)より分割) (3) SMBC CARD(生体認証IC)については、生体認証ICキャッシュカードにかかる特約を準用するものとします。ただし、有効期限を更新した新たなカードのクレジットカード機能については、生体認証情報の登録前でも利用することができるものとします。	6【SMBC CARDの有効期限等】 (2) <u>当行および当社は、前記(1)の有効期限までに、有効期限を更新した新たなSMBC CARDを発行し、利用者の</u>当行届出の住所に送付します。 (3) 利用者は、<u>有効期限を更新した新たなSMBC CARDを受領したときには、有効期限経過後のSMBC CARDを利用者ご本人の責任において廃棄するものとします。</u> (4) <u>有効期限を更新した新たなSMBC CARDがSMBC CARD(生体認証IC)の場合には、生体情報を登録するまでキャッシュカード機能は利用できないものとします。</u>

7【SMBC CARDの喪失等】 (4) 利用者は、SMBC CARDが喪失等にあった場合には、前記(1)の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。 <u>この届出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。</u>	7【SMBC CARDの喪失等】 (4) 利用者は、SMBC CARDが喪失等にあった場合には、前記(1)の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。
8【届出事項の変更】 - (新設)	8【届出事項の変更】 (3) <u>前記(1)に定める届出事項について変更の届け出が行われなかったことにより利用者がSMBC CARDを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。</u>
11【SMBC CARDの解約】 (2) 利用者の責によりSMBC CARDの再発行ができない場合、SMBC CARDの更新発行は行わず解約となり、当社はクレジットカード機能の解約をすることができるものとします。	11【SMBC CARDの解約】 (2) 利用者の責によりSMBC CARDの再発行ができない場合、SMBC CARDの更新発行は行わず、当社はクレジットカード機能の解約をすることができるものとします。
12【クレジットカード機能の一時停止等】 (4) 一時停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等することなく、当行および当社の自動機や当社の加盟店等を通じて、SMBC CARDを回収することができるものとします。利用者は、当行または当社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。	12【クレジットカード機能の一時停止等】 (4) 一時停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等することなく、当行および当社の自動機や当社の加盟店等を通じて、SMBC CARDを回収することができるものとします。利用者は、当行または当社からSMBC CARD回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。
13【再発行手数料等】 (2) 当行および当社が、SMBC CARDの再発行または前記1に定めるキャッシュカード機能の種類の変更または前記9に定める機能分離等に応じるときは、当行および当社所定の手続をした後にSMBC CARDまたは当行所定のカードもしくは三井住友VISAカードを再発行または発行します。	13【再発行手数料等】 (2) 当行および当社が、SMBC CARDの再発行または前記1に定めるキャッシュカード機能の変更または前記9に定める機能分離等に応じるときは、当行および当社所定の手続をした後にSMBC CARDまたは当行所定のカードもしくは三井住友VISAカードを再発行または発行します。
14【情報の管理および同意】 (1) 利用者は、当行および当社がその相手方に対して、または当行もしくは当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、SMBC CARDの発行、交付、その他SMBC CARDの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、三井住友VISAカード会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。	14【情報の管理および同意】 (1) 利用者は、当行および当社がその <u>どちらか一方</u> に対して、 <u>もしくは</u> は当行または当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、SMBC CARDの発行、交付、その他SMBC CARDの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、三井住友VISAカード会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。
16【規定の準用】 本規定に特段の定めがない場合は、SMBC CARDのキャッシュカード機能については「普通預金規定」、「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、「SMBCダイレクト利用規定」「生体認証ICキャッシュカード」にかかる特約等を、クレジットカード機能については会員規約を、準用するものとします。	16【規定の準用】 本規定に特段の定めがない <u>限り</u> 、SMBC CARDのキャッシュカード機能については「普通預金規定」、「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、「SMBCダイレクト利用規定」「生体認証 <u>取引</u> 」にかかる特約等を、クレジットカード機能については会員規約を、準用するものとします。
17【本規定の変更等】 (1) 本規定の各条項、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能(以下「商品内容」といいます。)は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、下記のとおりの方法により変更できるものとします。 ①当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日(以下「相当期間経過日」といいます。)から適用されるものとします。 ②変更内容を当社から通知すること、または新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当社から通知した後、または新規定を送付した後にSMBC CARDを利用したとき(以下「通知後のカード利用日」といいます。)に利用者が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。	17【本規定の変更等】 (1) 本規定の各条項、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能(以下「商品内容」といいます。)は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、 <u>以下</u> のいずれかの方法により変更できるものとします。 ①当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日(以下「相当期間経過日」といいます。)から適用されるものとします。 ②変更内容を当社から通知すること、または新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当社から通知した後、または新規定を送付した後にSMBC CARDを利用したとき(以下「通知後のカード利用日」といいます。)に利用者が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。 <u>但し、届出のあった氏名、住所にあって当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>

<SMBC CARD Suica(三井住友VISA)規定>改定内容一覧

旧	新
2【SMBC CARD Suicaの発行】 (1) SMBC CARD Suicaは、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」および「ジェイデビットカード取引規定」 <u>その他当行の規定</u> により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。)と、三井住友カードの「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」(以下「会員規約」といいます。)およびJR東日本の「ビューTypeⅡ提携カードに関する特約」に定められたクレジットカードとしての機能(以下「クレジットカード機能」といいます。)、JR東日本の「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」および「リンクに関する特約」に定められた <u>JR東日本所定の乗車券</u> (以下「ICカード乗車券」といいます。)を提供する機能(以下「Suica機能」といいます。)を1枚のカードで提供することをいうものとします。 (3) クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」といいます。)は、当該SMBC CARD Suicaの普通預金口座とするものとします。	2【SMBC CARD Suicaの発行】 (1) SMBC CARD Suicaは、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」および「ジェイデビットカード取引規定」 <u>等</u> により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。)と、三井住友カードの「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」(以下「会員規約」といいます。)およびJR東日本の「ビューTypeⅡ提携カードに関する特約」に定められたクレジットカードとしての機能(以下「クレジットカード機能」といいます。)、JR東日本の「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」および「リンクに関する特約」に定められた <u>非接触ICチップを内蔵するカードに記録された金銭的価値等</u> (以下「Suica」といいます。)を提供する機能(以下「Suica機能」といいます。) <u>の全て</u> を1枚のカードで <u>ご利用できるものです</u> 。 (3) <u>SMBC CARD Suica</u> のクレジットカード機能の利用代金等を決済する <u>普通預金口座を</u> 「決済口座」といいます。

(7) <u>SMBC CARD Suicaのキャッシュカード機能は以下の3種類とし、申し込みの際に選択できるものとします。</u> ①磁気ストライプ形態のキャッシュカード(以下「SMBC CARD Suica(磁気)」といいます。) ②磁気ストライプに加えてICチップでのお取引も可能な形態のキャッシュカード(以下「SMBC CARD Suica(IC)」といいます。) ③お取引の際に生体認証が必要となる生体認証ICキャッシュカード(以下「SMBC CARD Suica(生体認証IC)」といいます。) (8) <u>キャッシュカード機能の種類を変更する場合は、当行所定の手続きにより、行うものとします。</u> － (新設)	(7) <u>利用者がSMBC CARD Suicaのキャッシュカード機能を利用して預金を払い戻す場合には、届出の暗証番号を入力するものとします。</u> (8) <u>利用者が、前記(7)の場合において、暗証番号の入力に加え、生体認証を用いることを希望する場合には、当行所定の手続きにより行うものとします。なお、キャッシュカード機能を利用する取引の際に生体認証が必要となる取引を「生体認証取引」といい、生体認証取引には、本規定に加え、「生体認証取引にかかる特約」が適用されるものとします。</u> (9) <u>本規定において、利用者が各社より発行を受けたSMBC CARD Suicaのうち、生体認証取引を行う機能のみを備えたSMBC CARD Suicaを、「SMBC CARD Suica(生体認証IC)」といいます。</u>
4【別にカードを発行する場合等】 (1) <u>SMBC CARD Suicaの普通預金口座について、キャッシュカード用と、キャッシュローンまたはカードローン用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている場合において、新たにSMBC CARD Suicaを発行する場合は、SMBC CARD Suicaとは別に当行はキャッシュローンまたはカードローン専用のカードを発行し貸与するものとします。</u> (2) <u>SMBC CARD Suicaの普通預金口座について、普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている場合において、新たにSMBC CARD Suicaを発行する場合は、SMBC CARD Suicaとは別に当行は貯蓄預金専用のカードを発行し貸与するものとします。</u> (3) <u>SMBC CARD Suicaの普通預金口座について、普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードとSMBC CARD Suicaは同時に発行できないものとします。</u> (4) <u>SMBC CARD Suicaでは、当行の国際キャッシュカードサービスは利用できないものとします。</u>	4【別にカードを発行する場合等】 (1) <u>キャッシュカード用と、キャッシュローンまたはカードローン用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている普通預金口座について、当該普通預金口座を決済口座とするSMBC CARD Suicaを発行する場合は、当行利用者に対し、SMBC CARD Suicaとは別にキャッシュローンまたはカードローン専用のカードを発行し貸与するものとします。</u> (2) <u>普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードが発行されている普通預金口座について、当該普通預金口座を決済口座とするSMBC CARD Suicaを発行する場合は、当行は利用者に対し、SMBC CARD Suicaとは別に貯蓄預金専用のカードを発行し貸与するものとします。</u> (3) <u>利用者がSMBC CARD Suicaの発行を既に受けている場合には、当該SMBC CARD Suicaの決済口座となっている普通預金口座について、普通預金用と、貯蓄預金用の2本の磁気ストライプがある形態のキャッシュカードは同時に発行されないものとします。</u> － (7【SMBC CARD Suicaの取扱い】(3)へ変更)
7【SMBC CARD Suicaの取扱い】 (2) <u>利用者が、SMBC CARD Suica(IC)のICチップによるキャッシュカード機能を使用する場合、当行所定の自動機を利用するものとします。尚、SMBC CARD Suica(IC)の磁気ストライプによるキャッシュカード機能を使用する場合、前記以外の自動機で利用できるものとします。但し、企業内CD機では、いずれのキャッシュカード機能とも使用できないものとします。</u> (3) <u>利用者が、SMBC CARD Suica(生体認証IC)のキャッシュカード機能を使用する場合、当行所定の自動機を利用するものとします。但し、企業内CD機および当行本支店設置の自動両替機では利用できないものとします。</u> (4) <u>利用者が、SMBC CARD Suicaのデビットカードとしての機能(「ジェイデビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。)、クレジットカード機能、Suica機能の全機能またはそのいずれか2種類の機能を使用できる加盟店においてSMBC CARD Suicaを利用する場合には、SMBC CARD Suicaを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。但し、SMBC CARD Suica(生体認証IC)ではデビットカードとしての機能は利用できないものとします。</u> － (4【別にカードを発行する場合等】(4)より変更) (5) <u>利用者は、会員規約に定める加盟店に加え、JR東日本の指定する窓口、乗車券類発売機等にSMBC CARD Suicaを提示する等、JR東日本所定の手続きを経ることによって、SMBC CARD Suicaのクレジットカード機能を使用することができるものとします。</u> (6) <u>前記(5)に関わらず、利用者は、インプリンター加盟店(カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)でSMBC CARD Suicaのクレジットカード機能を使用することはできないものとします。</u> (7) <u>前記(1)、(2)、(3)および(4)において、利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、利用者が負担するものとし、また利用者は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。</u>	7【SMBC CARD Suicaの取扱い】 － (削除) － (削除) (2) <u>利用者が、SMBC CARD Suicaのデビットカードとしての機能(「ジェイデビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。)、クレジットカード機能、Suica機能の全機能またはそのいずれか2種類の機能を使用できる加盟店においてSMBC CARD Suicaを利用する場合には、SMBC CARD Suicaを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。但し、SMBC CARD Suica(生体認証IC)ではデビットカードとしての機能は利用できないものとします。</u> (3) <u>利用者は、SMBC CARD Suicaを用いて、当行の国際キャッシュカードサービスを利用できないものとします。</u> (4) <u>利用者は、会員規約に定める加盟店に加え、JR東日本の指定する窓口、乗車券類発売機等にSMBC CARD Suicaを提示する等、JR東日本所定の手続きを経ることによって、SMBC CARD Suicaのクレジットカード機能を使用することができるものとします。</u> (5) <u>前記(4)に関わらず、利用者は、インプリンター加盟店(カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)でSMBC CARD Suicaのクレジットカード機能を使用することはできないものとします。</u> (6) <u>前記(1)および(2)において、利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、利用者が負担するものとし、また利用者は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。</u>
8【SMBC CARD Suicaの喪失等】 (4) <u>利用者は、SMBC CARD Suicaが喪失等にあった場合には、前記(1)の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。</u>	8【SMBC CARD Suicaの喪失等】 (4) <u>利用者は、SMBC CARD Suicaが喪失等にあった場合には、前記(1)の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。この届出前に生じた損害については、JR東日本は責任を負わないものとします。</u>
9【届出事項の変更】 － (新設)	9【届出事項の変更】 (3) <u>前記(1)に定める届出事項について変更の届出が行われなかったことにより利用者がSMBC CARD Suicaを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。</u>

10【SMBC CARD Suicaの再発行】 (3) 各社が、SMBC CARD Suicaの再発行または前記2(8)に定めるキャッシュカード機能の種類の変更または後記15に定める機能分離等に応じるときは、各社所定の手続をした後に、SMBC CARD Suicaまたは当行所定のカードを再発行または発行します。 (4) SMBC CARD Suicaの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間は、キャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSuica機能の利用はできないものとします。なお、これにより新たにSMBC CARD Suicaが交付されるまでの間、利用者がSMBC CARD Suicaを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。	10【SMBC CARD Suicaの再発行】 (3) 各社が、SMBC CARD Suicaの再発行または後記15に定める機能分離等に応じるときは、各社所定の手続をした後に、SMBC CARD Suicaまたは当行所定のカードを再発行または発行します。 (4) SMBC CARD Suicaの再発行が必要となる場合、新しいSMBC CARD Suicaが交付されるまでの間は、キャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSuica機能の利用はできないものとします。なお、これにより新たにSMBC CARD Suicaが交付されるまでの間、利用者がSMBC CARD Suicaを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。
11【SMBC CARD Suicaの有効期限等】 (2) SMBC CARD Suica(磁気)およびSMBC CARD Suica(IC)については、前記(1)の有効期限までに、有効期限を更新した新たなカードを発行し、当行に届出の住所に送付します。その際、利用者は、必要な手続を経た後、有効期限経過後のカードを利用者ご本人の責任において廃棄するものとします。 - (11【SMBC CARD Suicaの有効期限等】(2)より分割) (3) SMBC CARD Suica(生体認証IC)については、生体認証ICキャッシュカードにかかる特約を準用するものとします。ただし、有効期限を更新した新たなカードのクレジットカード機能については、生体認証情報の登録前でも利用することができるものとします。 (4) 前記(2)および(3)の場合において、当行および三井住友カードがクレジットカード機能の有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカード機能とともにキャッシュカード機能およびSuica機能も、有効期限をもって終了するものとします。 (5) 利用者が前記9の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、各社は責任を負わないものとします。	11【SMBC CARD Suicaの有効期限等】 (2) 各社は、前記(1)の有効期限までに、有効期限を更新した新たなSMBC CARD Suicaを発行し、利用者の当行届出の住所に送付します。 (3) 利用者は、必要な手続を経た後、有効期限を更新した新たなSMBC CARD Suicaを受領したときには、有効期限経過後のSMBC CARD Suicaを利用者ご本人の責任において廃棄するものとします。 (4) 有効期限を更新した新たなSMBC CARD SuicaがSMBC CARD Suica(生体認証IC)の場合には、生体情報を登録するまでキャッシュカード機能は利用できないものとします。 (5) 前記(2)の場合において、当行および三井住友カードがクレジットカード機能の有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカード機能とともにキャッシュカード機能およびSuica機能も、有効期限をもって終了するものとします。 (6) 利用者が前記9の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、各社は責任を負わないものとします。
13【SMBC CARD Suicaの利用停止等】 (4) 利用停止等の場合には、各社は利用者に事前に通知・催告等を行うことなく、SMBC CARD Suicaが利用可能な当行現金自動支払機や会員規約等に定める加盟店等を通じて、SMBC CARD Suicaの回収をすることができるものとします。利用者は、各社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。	13【SMBC CARD Suicaの利用停止等】 (4) 利用停止等の場合には、各社は利用者に事前に通知・催告等を行うことなく、SMBC CARD Suicaが利用可能な当行現金自動支払機や会員規約等に定める加盟店等を通じて、SMBC CARD Suicaの回収をすることができるものとします。利用者は、各社からSMBC CARD Suica回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。
16【情報の管理および同意】 (1) 利用者は、当行および三井住友カードがそのどちらか一方に対して、もしくは当行または三井住友カードが情報処理・事務処理を委託する会社に対して、SMBC CARD Suicaの発行、交付、その他SMBC CARD Suicaの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、三井住友VISAカード会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。	16【情報の管理および同意】 (1) 利用者は、当行および三井住友カードがその相手方に対して、または当行もしくは三井住友カードが情報処理・事務処理を委託する会社に対して、SMBC CARD Suicaの発行、交付、その他SMBC CARD Suicaの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、三井住友VISAカード会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。
18【規定の準用】 本規定において特に定めがない場合は、「普通預金規定」、「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、「SMBCダイレクト利用規定」、「生体認証ICキャッシュカードにかかる特約」、会員規約、「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」、「リンクに関する特約」および「ビューType II 提携カードに関する特約」、その他当行、三井住友カードまたはJR東日本の定める規定を準用するものとします。	18【規定の準用】 本規定において特に定めがない限り、「普通預金規定」、「キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定」、「ジェイデビットカード取引規定」、「SMBCダイレクト利用規定」、「生体認証取引にかかる特約」、会員規約、「Suicaに関する特約」、「オートチャージに関する特約」、「リンクに関する特約」および「ビューType II 提携カードに関する特約」、その他当行、三井住友カードまたはJR東日本の定める規定を準用するものとします。
19【本規定の変更等】 本規定の各条項、キャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSuica機能(以下「商品内容」といいます。)は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。 ①当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日(以下「相当期間経過日」といいます。)から適用されるものとします。 ②変更内容を三井住友カードまたはJR東日本から通知すること、もしくは新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を三井住友カードまたはJR東日本から通知、もしくは新規定を送付した際に定める相当期間を経過した日から適用され、利用者がSMBC CARD Suicaを利用したとき(以下「通知後のカード利用日」といいます。)に、その変更内容を承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。	19【本規定の変更等】 本規定の各条項、キャッシュカード機能、クレジットカード機能およびSuica機能(以下「商品内容」といいます。)は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、以下のいずれかの方法により変更できるものとします。 ①当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日(以下「相当期間経過日」といいます。)から適用されるものとします。 ②変更内容を三井住友カードまたはJR東日本から通知すること、もしくは新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を三井住友カードまたはJR東日本から通知、もしくは新規定を送付した際に定める相当期間を経過した日から適用され、利用者がSMBC CARD Suicaを利用したとき(以下「通知後のカード利用日」といいます。)に、その変更内容を承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。但し、届出のあった氏名、住所にあてて三井住友カードまたはJR東日本が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

<Suicaに関する特約>改定内容一覧

旧	新
第1条(目的) 本特約は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます。)、三井住友カード株式会社(以下「三井住友カード」といいます。))および東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」といいます。))の発行する「SMBC CARD Suica(三井住友VISA)」(以下「SMBC CARD Suica」といいます。))を情報記録媒体としたJR東日本所定の乗車券(以下「ICカード乗車券」といいます。))において、利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、「SMBC CARD Suica(三井住友VISA)規定」および「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」(以下まとめて「会員規約等」といいます。))によるものとします。	第1条(目的) 本特約は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます。))、三井住友カード株式会社(以下「三井住友カード」といいます。))および東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」といいます。))の発行する「SMBC CARD Suica(三井住友VISA)」(以下「SMBC CARD Suica」といいます。))に記録された金銭的価値等(以下「Suica」といいます。))において、利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、「SMBC CARD Suica(三井住友VISA)規定」および「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」(以下まとめて「会員規約等」といいます。))によるものとします。
第2条(適用範囲) 2. 利用者がICカード乗車券を利用する場合は、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則(平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「ICカード取扱規則」といいます。))による記名ICカード乗車券として取り扱います。 4. ICカード乗車券の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、ICカード取扱規則および東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則(平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。))の定めるところによります。「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica電子マネー」を「SF」と読み替えることとします。	第2条(適用範囲) 2. 利用者がSuicaを利用する場合は、東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則(平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「ICカード取扱規則」といいます。))による記名Suicaとして取り扱います。 4. Suicaの利用等に関し、本特約に定めていない事項については、ICカード取扱規則および東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則(平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。))の定めるところによります。「電子マネー取扱規則」による場合、「Suica電子マネー」を「SF」と読み替えることとします。
第3条(用語の定義) (1) 「SF」とは、JR東日本が相当の対価を得てICカード乗車券に記録した金銭的価値をいいます。 (2) 「チャージ」とは、JR東日本の定める方法でICカード乗車券にSFを積み増しすることをいいます。	第3条(用語の定義) (1) 「SF」とは、JR東日本が相当の対価を得てSuicaに記録した金銭的価値をいいます。 (2) 「チャージ」とは、JR東日本の定める方法でSuicaにSFを積み増しすることをいいます。
第5条(制限事項) 1. SMBC CARD Suicaの有効期限を超えてICカード乗車券として使用することはできません。 2. ICカード取扱規則第48条の定めにかかわらず、バスの定期乗車券を利用することはできません。	第5条(制限事項) 1. SMBC CARD Suicaの有効期限を超えてSuicaとして使用することはできません。 2. ICカード取扱規則第60条の定めにかかわらず、バスの定期乗車券を利用することはできません。
第6条(チャージ) 1. 利用者は、ICカード取扱規則第12条に定める機器のほか、ICカード乗車券の処理が可能なJR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営している現金自動貸付機等(以下「Suica対応ATM」といいます。))により、SMBC CARD Suicaのクレジットカード機能によってチャージをすることができます。	第6条(チャージ) 1. 利用者は、ICカード取扱規則第12条に定める機器のほか、Suicaの処理が可能なJR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営している現金自動貸付機等(以下「Suica対応ATM」といいます。))により、SMBC CARD Suicaのクレジットカード機能によってチャージをすることができます。
第8条(払い戻し) 2. 前項による払い戻しをした以降は、SMBC CARD SuicaのICカード乗車券は使用できなくなるものとします。	第8条(払い戻し) 2. 前項による払い戻しをした以降は、SMBC CARD SuicaのSuicaは使用できなくなるものとします。
第9条(再発行時の取扱い) 各社は、ICカード取扱規則第16条および第17条にかかわらず、「SMBC CARD Suica(三井住友VISA)規定」第10条に定める再発行時にICカード乗車券の再発行を行います。	第9条(再発行時の取扱い) 各社は、ICカード取扱規則第16条および第17条にかかわらず、「SMBC CARD Suica(三井住友VISA)規定」第10条に定める再発行時にSuicaの再発行を行います。
第10条(SMBC CARD Suicaが無効となる場合等) 1. 各社は、次の各号に該当する場合、ICカード乗車券を無効とし、利用者資格の喪失等の処置をとることがあります。 ①ICカード取扱規則第31条、第33条または第34条に該当した場合 ②電子マネー取扱規則第6条第1号に該当した場合 ③利用者のICカード乗車券の利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合	第10条(SMBC CARD Suicaが無効となる場合等) 1. 各社は、次の各号に該当する場合、Suicaを無効とし、利用者資格の喪失等の処置をとることがあります。 ①ICカード取扱規則第43条、第45条または第46条に該当した場合 ②電子マネー取扱規則第6条第1号に該当した場合 ③利用者のSuicaの利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反する恐れがある場合
第11条(更新カード発行時の取扱い) 利用者は、有効期限を更新した新しいSMBC CARD Suicaが送付された場合で従前のSMBC CARD SuicaにICカード乗車券の情報がある場合は、その有効期限内に本特約第8条によるSF残額の払い戻しを行うものとします。	第11条(更新カード発行時の取扱い) 利用者は、有効期限を更新した新しいSMBC CARD Suicaが送付された場合で従前のSMBC CARD SuicaにSuicaの情報がある場合は、その有効期限内に本特約第8条によるSF残額の払い戻しを行うものとします。
第13条(免責事項) 1. カードを紛失または盗難にあった場合等に、SMBC CARD Suicaの使用停止措置が完了するまでの間に他人によるICカード乗車券の使用等(払い戻しを含みます。))があった場合、各社はそれらを補償する責めを負いません。 2. SMBC CARD SuicaのICカード乗車券の機能が使用できないことにより利用者に生じる不利益、損害については、各社はその責めを負いません。	第13条(免責事項) 1. カードを紛失または盗難にあった場合等に、SMBC CARD Suicaの使用停止措置が完了するまでの間に他人によるSuicaの使用等(払い戻しを含みます。))があった場合、各社はそれらを補償する責めを負いません。 2. SMBC CARD SuicaのSuicaの機能が使用できないことにより利用者に生じる不利益、損害については、各社はその責めを負いません。

＜オートチャージに関する特約＞改定内容一覧

旧	新
第2条(オートチャージサービス)	第2条(オートチャージサービス)
1. 「オートチャージ」とは、SMBC CARD SuicaまたはSMBC CARD Suicaと「リンクに関する特約」第2条のリンク(以下本特約において「リンク」といいます。)をした「記名ICカード乗車券(「電子マネー取扱規則」に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む)」(以下「ICカード乗車券」といいます。)またはSMBC CARD Suicaにより会員登録されたモバイルSuica電話機等(以下「モバイルSuica電話機等」といいます。)におけるSF残額が、あらかじめ設定した金額(以下「実行判定金額」といいます。)以下の場合、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」といいます。)が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入場する際に、SMBC CARD Suicaのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額(以下「入金実行金額」といいます。)が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。	1. 「オートチャージ」とは、SMBC CARD SuicaまたはSMBC CARD Suicaと「リンクに関する特約」第2条のリンク(以下本特約において「リンク」といいます。)をした「記名Suica(「電子マネー取扱規則」に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む。)」またはSMBC CARD Suicaにより会員登録されたモバイルSuica電話機等(以下「モバイルSuica電話機等」といいます。)におけるSF残額が、あらかじめ設定した金額(以下「実行判定金額」といいます。)以下の場合、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」といいます。)が別に定めるオートチャージ機能を有する自動改札機等を利用して入場する際に、SMBC CARD Suicaのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額(以下「入金実行金額」といいます。)が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。
第3条(利用方法等)	第3条(利用方法等)
2. 利用者は、リンクしたICカード乗車券へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、ATMにより行うこととします。	2. 利用者は、リンクした記名Suicaへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、ATMにより行うこととします。
第6条(紛失・盗難等)	第6条(紛失・盗難等)
1. 利用者は、万ーリンクしたICカード乗車券を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにICカード乗車券を取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。	1. 利用者は、万ーリンクした記名Suicaを紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにSuicaを取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。
第7条(免責事項)	第7条(免責事項)
2. リンクしたICカード乗車券またはオートチャージ設定したモバイルSuica電話機等を紛失し、または盗難にあった利用者が第6条の手続きを行わなかった場合、および第6条第3項に規定するICカード乗車券の使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、またはICカード乗車券の使用等(払い戻しを含みます。)により生じた利用者の損害については、各社はそれらを補償する責めを負いません。	2. リンクした記名Suicaまたはオートチャージ設定したモバイルSuica電話機等を紛失し、または盗難にあった利用者が第6条の手続きを行わなかった場合、および第6条第3項に規定するリンクした記名Suica又はオートチャージ設定されたモバイルSuica電話機等の使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、またはリンクした記名Suica又はオートチャージ設定されたモバイルSuica電話機等の使用等(払い戻しを含みます。)により生じた利用者の損害については、各社はそれらを補償する責めを負いません。

＜リンクに関する特約＞改定内容一覧

旧	新
第2条(リンクサービス)	第2条(リンクサービス)
「リンク」とは、株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社および東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」といい、3社を総称して「各社」といいます。)が発行する「SMBC CARD Suica」と、ICカード取扱規則第3条第1項第2号に規定する「記名ICカード乗車券(電子マネー取扱規則に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む)」(以下「ICカード乗車券」といいます)の情報を関連付ける本特約第3条に定める手続き(以下「リンク設定」といいます。)を利用者が完了することにより、次の各号に定めるサービス(以下「本サービス」といいます。)を可能にすることをいいます。 (1) SMBC CARD Suicaを決済カードとしたICカード乗車券による「オートチャージに関する特約」第2条に定める「オートチャージサービス」 (2) その他各社が別に定めるサービス	「リンク」とは、株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社および東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」といい、3社を総称して「各社」といいます。)が発行する「SMBC CARD Suica」と、ICカード取扱規則第3条第1項第1号に規定する「記名Suica(電子マネー取扱規則に規定する、「ICカード等」のうち記名されたものも含む)」の情報を関連付ける本特約第3条に定める手続き(以下「リンク設定」といいます。)を利用者が完了することにより、次の各号に定めるサービス(以下「本サービス」といいます。)を可能にすることをいいます。 (1) SMBC CARD Suicaを決済カードとした記名Suicaによる「オートチャージに関する特約」第2条に定める「オートチャージサービス」 (2) その他各社が別に定めるサービス
第3条(設定方法)	第3条(設定方法)
2. リンク設定は、次の各号の条件に合致し、かつ各社の承認を得ることが必要です。 (1) リンク設定を行うSMBC CARD SuicaとICカード乗車券に登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること (2) リンク設定を行うICカード乗車券がSuica電子マネー対応であること (3) リンク設定を行うICカード乗車券がJR東日本が別に定めるICカード乗車券ではないこと (4) リンク設定を行うSMBC CARD Suicaが他のICカード乗車券と既にリンクしていないこと (5) リンク設定を行うICカード乗車券が既に他のビューカードまたはJR東日本が提携した各会社と発行するビューType II 提携カードとリンクしていないこと (6) リンク設定を行うSMBC CARD SuicaおよびICカード乗車券のいずれも無効なカードでないこと	2. リンク設定は、次の各号の条件に合致し、かつ各社の承認を得ることが必要です。 (1) リンク設定を行うSMBC CARD Suicaと記名Suicaに登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること (2) リンク設定を行う記名SuicaがSuica電子マネー対応であること (3) リンク設定を行う記名SuicaがJR東日本が別に定める記名Suicaではないこと (4) リンク設定を行うSMBC CARD Suicaが他の記名Suicaと既にリンクしていないこと (5) リンク設定を行う記名Suicaが既に他のビューカードまたはJR東日本が提携した各会社と発行するビューType II 提携カードとリンクしていないこと (6) リンク設定を行うSMBC CARD Suicaおよび記名Suicaのいずれも無効なカードでないこと
3. リンクしたSMBC CARD SuicaおよびICカード乗車券のいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。	3. リンクしたSMBC CARD Suicaおよび記名Suicaのいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。
第4条(紛失・盗難等)	第4条(紛失・盗難等)
1. 利用者は、万ーリンクしたICカード乗車券を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにICカード乗車券を取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。	1. 利用者は、万ーリンクした記名Suicaを紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにSuicaを取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。

以上